

「就学支援金」と「授業料軽減助成金」

- 国の法律に基づき「就学支援金」が学校に交付され、申請した家庭の授業料負担を軽減します。
- 都内にお住まいの方は、「就学支援金」制度に加えて東京都私学財団の「授業料軽減助成金」による給付をあわせて受け取ることができます。
- 「就学支援金」と「就学支援金」の加算分は、保護者の年収(世帯年収)により金額が決定されます。
- 授業料以外の学費負担軽減として「奨学給付金(都)」制度があります。保護者の年収により給付されます。
- 都外在住の方はお住まいの自治体へお問い合わせください。

〈令和7年度の例〉 ※令和8年度以降は変更になる場合がございますので、ご入学後に改めて内容をご確認ください。

授業料負担軽減額は

- ①国の就学支援金※1 — 合わせて最大で49万円
②東京都の授業料軽減助成金(都民対象)

- ①と②は、それぞれ別に申請が必要です。
- ①と②の軽減額の内訳は、保護者の所得により異なります。
- 該当区分を判別するため、すべての保護者について所得の確認が必要となります。

世帯年収(目安) ※3	区分	所得のある 保護者が1人	所得のある 保護者が2人	授業料の負担軽減(年490,000円※2まで)	
	A	約910万円 以上	約1,090万円 以上	①と②はそれぞれ別に申請が必要	
	B	約910万円 未満 } 約590万円 以上	約1,090万円 未満 } 約740万円 以上	①国の就学支援金 118,800円	②都の授業料軽減助成金 371,200円
	C	約590万円 未満	約740万円 未満	396,000円	94,000円

※1 審査結果に応じて、就学支援金又は臨時支援金が支給されます。

※2 授業料の負担軽減額は、490,000円の範囲内で、在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限となります。

※3 年収は目安であり、区市町村民税課税標準額等に基づき審査を行います。

お申し込み

申請手続きの詳細は、ご入学後にご案内いたします。

両制度のお問い合わせ先 **公益財団法人 東京都私学財団 TEL.03-5206-7925**

※この内容は2025年度(令和7年度)のものです。2026年度(令和8年度)以降は変更となる場合がございますので、ご入学後に改めて内容をご確認ください。